

◎新潟県人事委員会告示第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）により不利益処分についての不服申立ての手續に必要な書面の様式（平成21年5月新潟県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>不利益処分についての審査請求に関する規則（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）第67条の規定に基づき、審査請求の手續に必要な書面の様式を次のように定め、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>なお、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和56年新潟県人事委員会規則第11-8号）に基づく不利益処分についての不服申立ての手續に必要な書面の様式（昭和56年新潟県人事委員会告示第2号）は、平成21年5月31日限り廃止する。</p> <p>（略）</p>	<p>不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）第67条の規定に基づき、審査請求の手續に必要な書面の様式を次のように定め、<u>異議申立てについてもこれを準用することとし</u>、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>なお、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和56年新潟県人事委員会規則第11-8号）に基づく不利益処分についての不服申立ての手續に必要な書面の様式（昭和56年新潟県人事委員会告示第2号）は、平成21年5月31日限り廃止する。</p> <p>（略）</p>